

新旧対照表（防府市市道等道路反射鏡設置要綱）

旧	新
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(設置基準)	(設置基準)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア 沿線に5戸以上あり車両の出入りがあること。なお、集合住宅・借家・貸駐車場等（商業施設及び工業施設は除く。）は各戸を1戸として取り扱う。	ア 沿線に5戸以上あり車両の出入りがあること。 <u>ただし、歩道がなく歩行者の多い通学路等、特に危険性が高いと判断される場所については、2戸以上とする。</u> なお、集合住宅・借家・貸駐車場等（商業施設及び工業施設は除く。）は各戸を1戸として取り扱う。
イ (略)	イ (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
第4条～第9条 (略)	第4条～第9条 (略)
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>